

埼玉県運輸事業振興助成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、軽油引取税の税率の引上げが、営業用のバス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、これら輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等に資するとともに、運輸事業の健全な発展と県民福祉の一層の向上を図るため、一般社団法人埼玉県バス協会及び一般社団法人埼玉県トラック協会（以下「協会」という。）に対して、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協会が行う次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 安全運行の確保等交通安全・事故防止対策を目的として行う事業
- (2) 輸送サービスの改善、その他公共の利便の増進を目的として行う事業
- (3) 自動車交通公害の防止、地球温暖化の防止等環境の保全を目的として行う事業
- (4) 貨物自動車運送事業法に規定する地方適正化事業
- (5) 運転者、乗務員のための共同休憩施設、共同福利厚生施設、研修施設等共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業
- (6) 震災等災害発生等を想定した防災訓練への参加、震災等災害発生時における緊急物資輸送及び緊急物資輸送体制の整備に関する事業
- (7) バス事業者、トラック事業者等の近代化及び経営基盤の安定

確保等を図ることを目的とする事業（ただし、当該事業に要する費用に充てるための基金（以下「基金」という。）を設けて行われるものに限る。）

（８）まちづくりや産業振興等行政と連携して行う事業

（９）公益社団法人日本バス協会及び公益社団法人全日本トラック協会に対して、当該法人が行う（１）から（７）に掲げる事業に要する資金の出捐を行う事業

（補助対象経費等）

第３条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費とし、当該経費に対する補助額は、知事が別に定める額とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第４条 協会は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（補助金の交付時期）

第５条 補助金は、原則として補助金の交付決定に係る事業年度の９月及び３月において、それぞれ補助金の交付決定額の２分の１の額を交付する。

（申請書の様式等）

第６条 規則第４条第１項の申請書の様式は、様式第１号のとおりとし、その提出部数は正副２部とする。

２ 規則第４条第１項の申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、補助金の交付を申請しようとするものに対して通知するものとする。

（添付書類の省略）

第７条 規則第４条第２項第１号から第４号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

２ 規則第４条第２項第５号に規定する知事が別に定める事項は、補助事業の内容の細目及び経費の積算根拠とする。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助事業の内容の変更等)

第9条 協会は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、様式第3号の運輸事業振興助成補助金に係る補助事業の(内容・経費の配分)変更承認申請書1部を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 協会は、基金の処分をしようとするときは、様式第4号の基金処分承認申請書1部を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 協会は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第11条 規則第13条の様式は、様式第5号のとおりとし、その提出部数は、正副2部とする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了後10日以内とする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第6号の運輸事業振興助成補助金交付確定通知書により行うものとする。

(財産処分制限の緩和期間)

第13条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業完了後、不動産及びその従物にあっては10年、その他のものにあっては5年とする。

(書類の整備等)

第14条 協会は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳

簿を整え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了後、不動産及びその従物にあつては10年、その他のものにあつては5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和51年度の補助金から適用する。
- 2 昭和51年度の補助金の交付時期については、第4条の規定にかかわらず、知事が別に定める。

附 則（昭和54年度改正）

この要綱は、昭和54年度の補助金から適用する

附 則（昭和55年度改正）

この要綱は、昭和55年度の補助金から適用する。

附 則（平成17年度改正）

この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則（平成23年度改正）

この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則（平成25年度改正）

この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則（令和3年度改正）

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則（令和4年度改正）

この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。

様式第1号（第6条関係）

年度運輸事業振興助成補助金交付申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

申請者名

下記により、年度運輸事業振興助成補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容、経費の配分等 別紙事業計画書のとおり
- 4 補助事業完了予定期日
年 月 日

様式第2号（第8条関係）

年度運輸事業振興助成補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

埼玉県知事

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度運輸
事業振興助成補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 支払方法
それぞれ補助金の交付決定額の2分の1の額を2期に分けて概算払いにて
支払う。
- 3 条件
 - (1) 補助事業の内容（融資のための基金の処分を含む。）又は経費の配分の変
更をしようとするときは、知事の承認を受けること。
ただし、要綱第2条各号に掲げる事業に係る経費の相互間の2割以下の変
更についてはこの限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けるこ
と。
 - (3) 補助事業が予定の時間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難と
なったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

様式第3号（第9条関係）

年度運輸事業振興助成補助金に係る補助事業の
（内容・経費の配分）変更承認申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

申請者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた補助事業の（内容・経費の配分）を下記のとおり変更することについて承認を受けたいので、運輸事業振興助成補助金交付要綱第8条第1項の規定により、申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容 別紙のとおり

様式第4号（第9条関係）

基金処分承認申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

申請者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた補助事業について、基金を下記のとおり処分することについて承認を受けたいので、運輸事業振興助成補助金交付要綱第8条第2項の規定により、申請します。

記

- 1 処分内容
- 2 処分を必要とする理由
- 3 処分期限
- 4 その他参考となる事項

様式第5号（第11条関係）

年度運輸事業振興助成補助金に係る補助事業
実績報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

申請者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額
- 3 実績額（又は精算額） 円
- 4 事業の効果
 - （1）事業実績（事業計画及び資金計画の様式に準じて作成のこと）
 - （2）補助事業完了期日
 - （3）収支予算

様式第6号（第12条関係）

年度運輸事業振興助成補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした
年度運輸事業振興助成補助金について、下記のとおり確定したので通知しま
す。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金の確定額 | 円 |

別 紙

事 業 計 画 書

1 補助金の使途内訳

補助金総額	円
(1) ○○○事業	円
(2) △△△事業	円

2 事業計画

(1) ○○○事業

- ア 実施主体
- イ 実施期間
- ウ 事業内容
- エ 選定理由
- オ 事業費
- カ その他

(2) △△△事業

((1)と同じ。)

3 資金計画

収 入	支 出
〇〇年度補助金 円	〇〇〇事業 円 (内訳)
雑収入 円	
前年度繰越金 円	△△△事業 円 (内訳)
計 円	計 円

4 その他参考となる事項

添付書類

事業内容の細目及び経費の積算根拠を明らかにした書類

暴力団排除に関する誓約事項

当協会は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人に対して当該委託契約等の解除を求め、法人がこれに従わなかったと認められるとき。

年 月 日

所 在 地：

協 会 名：

代表者職・氏名：

印